

放送政策の総点検

令和元年12月13日

1. NHK関係	① NHK常時同時配信、ガバナンスP2
	② その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等)P2~P4
2. 放送サービスの高度化・多様化への対応	① 4K・8Kの推進P5
	② 通信・放送の連携に伴う対応(インターネット配信基盤・環境)P5
3. 放送コンテンツのグローバル展開・有効活用	① NHK国際部門の充実・抜本強化P6
	② 放送コンテンツの海外展開の支援(番組制作等支援、違法コンテンツ対策、外国コンテンツ規制対応等)P6・P7
	③ 地デジの国際展開P7
4. その他	① 地域社会の安全・安心を支える取組(ローカル局の経営基盤の在り方等)P8
	② 周波数の有効利用(放送大学地上放送跡地・V-High帯域活用、新規参入促進措置、新CAS機能等)P9・P10
	③ コンテンツ製作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン、関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用、雇用類似の働き方等)	...P10・P11
	④ ネットワークの強靱化、安全性・信頼の確保	...P12・P13
	⑤ 情報アクセシビリティの確保P13

1. NHK関係

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)における実施事項の概要
① NHK常時同時配信、ガバナンス	<p>【放送法の改正】</p> <p>○ ①NHKの常時同時配信を可能とするとともに、②NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実する「放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号。以下「改正法」という。)」が成立し、令和元年6月に公布された。また、NHKの事業運営の「適正性」「透明性」「効率性」を確保するため、NHKグループの内部統制や子会社等の情報公開に関する改正放送法の解釈等を示すガイドラインを整備した。</p>	<p>①常時同時配信 NHKは、常時同時配信を含むインターネット活用業務の実施基準の変更案の認可申請を行う等の準備を行っている。</p> <p>②NHKグループの適正な経営の確保 NHKは、改正法等を踏まえ、NHKグループにおける情報公開や内部統制の充実等に向けた規程の整備等を行っている。</p>	<p>NHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。</p>
② その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等)	<p>【三位一体の改革】</p> <p>○ NHK令和元年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見及びNHK平成30年度業務報告書に付する総務大臣の意見(以下「大臣意見」という。)において、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、引き続き実施することを求めた。特に、「NHK経営計画2018-2020年度」において、令和2年度は事業収支差金の赤字を見込んでいることから、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組むことを強く求めた。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
② その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等) (つづき)	①業務について ○ 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めることを強く求めた。また4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方を含め、既存の業務の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、早急に検討を進め、一定の結論を得ることを求めた。	①業務について ○ 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の4波を「2K・4K・8K」の3波に整理・削減予定。	—
	②受信料について ○ 「NHK経営計画2018－2020年度」に盛り込んだ平成30年度の受信料収入見込みの6%相当の還元にとどまらず、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、既存業務の見直しとともに不断に検討すること等を求めた。	②受信料について ○ NHKは、「NHK経営計画2018－2020年度」において、令和元年10月の消費税率引上げ時に受信料額を改定せず、地上契約と衛星契約を実質2%弱引き下げた。また、令和2年10月から、地上契約と衛星契約の2.5%引き下げを計画している。 ○ また、平成30年度以降、社会福祉施設への免除拡大、奨学金受給対象の学生への免除、多数支払における割引、受信設備設置月の無料化の、4つの受信料の負担軽減策を実施した。	—
	③ガバナンスについて ○ 職員による不祥事が相次いで明らかになっていることについて、再発防止に向けたガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むことを強く求めた。具体的には、改正放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスの確保を強く求めた。また、子会社全体の在り方についても早急に結論を得て、その取組を着実かつ徹底的に進めること等を強く求めた。	③ガバナンスについて ○ 平成28年3月の経営委員会による内部統制関係議決の改正を踏まえ、定期的な業務運営報告、上場企業に準じた内部統制報告制度の導入、公認会計士などの外部の所要の知見を有する者を監査役に就任させるなど、制度と人の両面から、体制整備を進めた。 ○ 子会社について、平成31年4月1日、NHKアイテックとNHKメディアテクノロジーの合併を実施。また、NHKエンタープライズとNHKプラネットが令和2年4月1日合併予定。	—

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>② その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等) (つづき)</p>	<p>【NHKアーカイブの活用】 ○ 放送を巡る諸課題に関する検討会において、NHK及び放送番組センターからヒアリングを行うとともに、利用者の視点から(一社)全日本テレビ番組製作社連盟において行われたアンケート調査結果を共有し、NHKアーカイブの活用促進について検討した。</p> <p>【技術開発成果や設備の活用】 ○ 大臣意見において、インターネット活用業務の実施に当たっては、民放等と連携・協力することを求めるとともに、改正法において、他の放送事業者との協力を努力義務として定めた。</p>	<p>○ NHKは、NHKアーカイブを活用し、ニュース・番組制作や国内外の放送事業者等に対し、番組や映像素材を提供しているほか、航空機内での上映、企業・団体等での教育・研修、さらにイベント上映等での利用のための提供も行っている。</p> <p>○ NHKは、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko」を経由したラジオ番組の提供を正式に開始(平成31年4月1日)するとともに、改正法の趣旨に沿って、民放が提供する無料見逃し視聴サービスの「TVer」における番組提供を開始(令和元年8月26日)した。</p>	<p>他の放送事業者等による活用なども視野に入れ、著作権者の権利を保護しつつ、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。</p> <p>新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から、必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。</p>

2. 放送サービスの高度化・多様化への対応

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
①4K・8K放送の推進	<p>○ 新4K8K衛星放送に係る周知広報について、関係団体・事業者と相互に連携して推進するため、「4K・8K放送推進連絡協議会」を開催し、各主体の取組状況や課題等について情報共有・議論を実施。また、衛星放送受信設備の中間周波数の漏洩対策補助事業(令和元年度予算9.1億円)やケーブルテレビネットワークの光化促進に係る補助事業(令和元年度予算43.1億円)を行うことで、新4K8K衛星放送の受信環境整備を推進。なお、衛星放送受信設備の中間周波数の漏洩対策について、今年度末までとされた補助期間について、2年間の延長に向けた調整を進めているほか、ケーブル光化促進について令和2年度も継続予定。</p>	<p>○ (一社)放送サービス高度化推進協会は、新4K8K衛星放送開始(1周年)セレモニー等の開催、スポットCMやポスター等の制作・配布を行うなど周知広報活動を実施。 ○ 衛星放送事業者各社は、4K・8Kコンテンツを制作。 ○ 受信機メーカー各社は、新4K8K衛星放送に対応したチューナー内蔵テレビ等の販売を通じて受信環境の整備を推進。(新4K8K衛星放送対応受信器出荷台数:218.6万台(令和元年10月末)) ○ ケーブルテレビ事業者は、新4K8K衛星放送に対応したSTBの配布や補助事業の活用等を通じて受信環境の整備を推進。</p>	<p>—</p>
②通信・放送の連携に伴う対応(インターネット配信基盤・環境)	<p>【インターネット配信基盤・環境】 ○ 平成30年6月から、民放キー局、ローカル局及び関係事業者が、インターネットで迅速・安定的・効率的に放送コンテンツを提供できる新たな配信基盤の構築に向け、災害情報配信や字幕重畳などの技術実証を実施。今後も引き続き実施予定。</p> <p>【ネット同時配信に係る権利処理の円滑化】 ○ 平成30年12月から開催している「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、放送事業者へのヒアリングを実施し、同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題を取りまとめた。令和元年11月に当該取りまとめを文化庁に提出し、文化審議会での検討を求めているところ。なお、運用面の改善として、令和2年度当初予算において、「ネット同時配信時代におけるコンテンツ権利処理円滑化事業」を実施予定。</p>	<p>○ 放送事業者(NHK・民放)、通信事業者、両事業者の関係団体、有識者等から構成される検討の場「放送コンテンツ配信連絡協議会」を平成30年10月に設置。インターネット配信しやすい環境整備や配信基盤の構築がなされるよう、連携・検討を進めている。</p> <p>○ 同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、文化審議会著作権分科会「著作物の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」において、本年12月18日から検討される予定。</p>	<p>Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため、産学官が連携・検討し、その上で、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行う。</p> <p>また、NHK・民放ともにインターネット配信基盤の構築がなされるよう、検討の場の設定など必要な措置を講ずる。</p> <p>放送に関わる著作権制度の在り方について、必要な見直しを行う。運用を含めその他の課題については、必要な取組を行う。</p>

3. 放送コンテンツのグローバル展開・有効活用

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>①NHK国際部門の充実・抜本強化</p>	<p>○ 大臣意見において、「NHKワールドJAPAN」について、多言語化、日本語教育番組や我が国・地域の実情・魅力を伝える番組の充実等を一層効果的かつ積極的に推進すること、取組成果となる認知度等について、具体的指標を早期に設定し、指標に基づいたPDCAサイクルの強化に努めること、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を進めること等を求めた。</p>	<p>①多言語化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度から、NHKワールドJAPANのインターネット配信において新たにトルコ語を追加し、対応言語を18言語へと拡大させた。 ○ 平成31年1月から中国語話者への情報発信強化のため、ネットチャンネル「NHK華語视界」を開始した。 ○ 平成30年11月から、NHKワールドJAPANのアプリの地震・津波情報のプッシュ通知提供サービス(英語のみ)に、新たに中国語を追加。 ○ 令和元年6月から約3ヶ月、テレビ国際放送(英語のみ)のインターネットライブストリーミングにおいて、自動翻訳機能を用いて、中国語、タイ語等6言語の字幕を実験的に付与する取組を実施。 <p>②外部人材の活用</p> <p>海外の放送機関からの専門家の招へい、IT業界の業務経験を有する人材の登用等を実施した。</p> <p>③外部制作コンテンツの活用</p> <p>民放が制作した番組を、NHKワールドJAPANで特集番組として放送した。</p>	<p>NHKにおいて多言語化への積極対応、内外から優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用などの取組を進められるよう、所要の措置を講ずる。</p>
<p>②放送コンテンツの海外展開の支援(番組制作等支援、違法コンテンツ対策、外国コンテンツ規制対応等)</p>	<p>【番組制作等支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ローカル放送局等と、自治体、地場産業、観光業等の関係者が幅広く協力し、訪日外国人観光客の増加や地場産品等の販路拡大を通じ、地域活性化等に資する放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組及びこれと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の継続や国際番組見本市への出展に向けた支援を行っている。 ○ 日本の放送コンテンツ海外輸出額は、平成22年度以降、毎年増加を続け、平成29年度末で444.5億円(対前年度比13%増)となっており、令和2年度には500億円を目標としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度は、48件の国際共同制作の支援を通じ、全国のローカル放送局、番組制作会社等が、19の国・地域に番組を共同制作・発信している。 	<p>放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>② 放送コンテンツの海外展開の支援(番組制作等支援、違法コンテンツ対策、外国コンテンツ規制対応等) (つづき)</p>	<p>【違法コンテンツ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊な動画編集が施されている違法放送コンテンツ等を特定する技術に関する調査研究について、令和元年11月から実施。令和2年度予算においては、SNSで投稿・配信される違法放送コンテンツを自動特定する技術に関する調査研究等を実施予定。 ○ 違法放送コンテンツ流通対策に関する情報共有等を図るため、日・ASEANワークショップを開催(第1回:平成31年4月、第2回:令和2年1月予定)。 <p>【外国コンテンツ規制対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回日中ハイレベル人的・文化交流対話(令和元年11月)において、日本側から、コンテンツ交流の健全な発展のため、外国コンテンツに対する規制の透明化及び緩和について要請した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について(令和元年10月18日 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)を踏まえ、関係省庁において連携し、複数の対策を段階的に実施。 <p style="text-align: center;">—</p>	<p>海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を更に強化できるよう支援する。</p> <p>諸外国における外国コンテンツ規制については、官民による協議・交渉・対話の場を活用し、規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。</p>
<p>③ 地デジの国際展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地デジ日本方式を採用している各国の放送事情等を踏まえ、日本の経験・知見を活かしてデジタル移行を支援するとともに、日本企業のシステム展開を推進している。また我が国で開発中の地デジ高度化技術を用いた実証実験(予算要求中)を通じて、地デジ高度化日本方式の国際標準化に向けた採用国との連携強化を推進する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (一社)電波産業会が、ブラジルの規格団体と地デジ規格に関する会合を開催。 ○ (独)国際協力機構が、地デジ日本方式採用国に専門家を派遣し、技術的な支援を実施。 <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

4. その他

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
①地域社会の安全・安心を支える取組 (ローカル局の経営基盤の在り方等)	【経営基盤強化】 ○ 「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」において、令和元年7月に中間とりまとめを公表し、その中で検討することとされたローカル局の経営基盤強化に向けた更なる方策について、令和2年3月末の最終とりまとめに向け検討を行っている。	—	民主主義の基盤として不可欠であるローカル局の経営基盤の在り方について総務省において検討する。その際、経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する。
	【ガバナンス】 ○ 放送事業者において企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、平成30年11月に放送を巡る諸課題に関する検討会の下に設置した放送事業の基盤強化に関する検討分科会において、現状把握を行い、情報提供を実施した。	○ 民放連が、地上民放テレビ127社を対象に実施した、民間放送事業者の経営ガバナンスに関するアンケート調査結果を平成31年3月29日に送付し、ベストプラクティス等を共有した。	放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>②周波数の有効利用（放送大学地上放送跡地・V-High帯域活用、新規参入促進措置、新CAS機能等）</p>	<p>【放送大学地上放送跡地・V-High帯域活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において、V-High帯域及び放送大学の地上放送跡地の活用方策について検討を進めており、平成31年4月には、V-High帯域の利用に関する2度に渡る提案募集の結果等も踏まえ、「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を公表した。 ○ V-High帯域を「放送サービスの高度化」、「IoT」、「通信サービスの高度化」のいずれか又は複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応可能とするべく、「周波数割当計画」を改訂するとともに、実証実験の取組を加速するために、V-High帯域を特定実験試験局として位置づけるための制度整備等を実施した。 ○ 放送大学の地上放送跡地の現在の利用状況に関する整理を行い、今後の活用方策について検討を進めているところである。 ○ 令和2年1月にV-High帯域及び放送大学の地上放送跡地の利用方策に関する基本方針を取りまとめるべく、同検討分科会において引き続き議論を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ V-High帯域において通信、放送及び自営の各サービス導入に関する実験が進行しており、実用化に向けた動きが顕在化しつつある。 ○ 放送大学の地上放送跡地においては、次世代の地上デジタルテレビジョン放送の規格策定に向けた取組が行なわれている。 	<p>放送大学学園の跡地の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、所要の方針の策定を行う。また、V-High帯域について、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。更に、放送大学の地上放送跡地、V-High帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。</p>
	<p>【利用状況等の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」（技術試験事務）を実施中である。当該調査検討の結果を踏まえ、放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大などの実現に向け、所要の技術基準の整備等を進めている。令和元年6月に、地上デジタル放送方式の高度化等に関する技術的条件について、情報通信審議会へ諮問したところである。 	<p>—</p>	<p>放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用の方策の調査検討などを行う。</p>
	<p>【新規参入促進措置】 （BS放送新規参入関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年11月に、既存の衛星基幹放送事業者の帯域の一部返上に係る（一社）衛星放送協会からの報告を踏まえ、平成31年3月～令和元年5月の間に新規参入等に係る公募を行い、同年9月の電波監理審議会の答申を経て、11月に新規事業者等の認定を行った。 ○ 衛星基幹放送の業務の認定（認定更新を含む。）要件に、総務大臣が定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する改正法が成立し、令和元年6月に公布された。改正法の施行に向けて、当該基準を含む総務省令等の整備に向けた準備を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ （一社）衛星放送協会は、平成30年11月に協会加盟各社の帯域返上に係る意向を取りまとめ、総務省へ報告。 	<p>衛星放送のソフト事業について、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>②周波数の有効利用(放送大学地上放送跡地・V-High帯域活用、新規参入促進措置、新CAS機能等) (つづき)</p>	<p>【新CAS機能】 ○ 「新たなCAS機能に関する検討分科会」において検討を開始し、消費者を含む幅広い関係者から意見を聴取し、検討を行った。その結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するとの報告書(令和元年9月)をとりまとめた。</p>	<p>—</p>	<p>新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行い、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。</p>
<p>③コンテンツ製作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン/関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用/雇用類似の働き方等)</p>	<p>【実態調査(フォローアップ調査等)の実施】 ○ 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」平成29年度フォローアップ調査等の結果に基づき、平成30年10月から開催している「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」が同年12月に行った論点整理等において、契約書・発注書の交付、取引価格の決定、著作権の帰属、取引内容の変更・やり直し等に係る放送事業者と番組製作会社との間における認識の差異の要因及び取引価格の実情を明らかにした。また、フォローアップ調査については、令和元年度も引き続き実施する予定。</p>	<p>○ 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が、平成30年度自主行動計画に関するフォローアップ調査を実施した。</p>	<p>総務省は「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第5版 平成29年7月21日)フォローアップ調査等による実態調査を行い、特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情を明らかにする。</p>
	<p>【ガイドラインの見直し】 ○ 上記の検証・検討会議において、フォローアップ調査の結果等を踏まえた議論を行い、本年8月に事前協議の重要性の強調やベストプラクティスの充実等を改訂内容とする改訂ガイドライン(第6版)を公表した。また、当該ガイドラインに規範性を持たせるため、放送事業者等に対して、下請中小企業振興法第4条に基づく助言として改訂ガイドライン遵守に係る要請文書を発出した。</p>	<p>○ 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が、平成31年2月に、「よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト」を策定した。</p>	<p>上記実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、新たな取引ルールの策定(法的措置を含む。)に取り組む。</p>
	<p>【製作現場の環境改善・コンプライアンス向上】 ○ 放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度予算3千万円)を実施し、放送事業者と番組製作会社の間などにおける放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士に無料で法律相談できる窓口を試行的に開設した。令和2年度予算においても本件施策を実施予定。</p>	<p>—</p>	<p>上記実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」で協力し、コンプライアンス向上の体制整備の必要性を検討する。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>③コンテンツ制作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン／関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用／雇用類似の働き方等) (つづき)</p>	<p>【改訂ガイドライン遵守に係る実態把握等】</p> <p>○ 改訂ガイドラインの遵守状況について、放送事業者及び番組製作会社に対し、公正取引委員会及び中小企業庁とも連携してヒアリング等の実態把握を進めており、発覚した問題点については、下請中小企業振興法第4条に基づく指導及びフォローアップを行う。</p> <p>また、中小企業庁、厚生労働省と協力して、放送事業者及び番組製作会社を対象とする講習会等を開催するなど、改訂ガイドラインの周知に取り組んでいるところ。</p> <p>【雇用類似の働き方】</p> <p>○ 厚生労働省と連携し、番組制作事業者等に対するヒアリング等を通じて、放送制作現場の実態、課題の整理・分析を行った。その結果、契約締結時における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ等の事例が散見されたことから、本年6月、厚生労働省の有識者会議である「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」の中間整理において、契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うこととされた。現在、厚生労働省において当該ツール案の作成作業中。</p>	<p>○ 民放連が全加盟者向けのガイドライン説明会を実施するなど、各団体において講習会を実施している。</p> <p>また、「放送コンテンツ適正取引推進協議会」は、放送コンテンツの制作取引に係る研修会を開催するなど、改訂ガイドライン遵守のための取組を進めている。</p> <p>—</p>	<p>上記実態調査を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。</p> <p>放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、実態等の整理を行い、雇用類似の働き方の保護等についての検討の材料にするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画 における実施事項の概要
<p>④ネットワークの強靱化、安全性・信頼の確保</p>	<p>○ 予算については、停電、豪雨災害等に弱いなど課題があるHFC方式のネットワークで事業を運営しているケーブルテレビ事業者について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業」を実施(ネットワークの光化については今後も取組を継続する予定)。</p> <p>そのほか、ケーブルテレビ事業者がネットワークの2ルート化等の整備を行う際の整備費用の一部補助を実施。</p> <p>また、地上基幹放送事業者が、難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備や放送施設の予備設備の整備、自動起動ラジオの普及に資する災害情報等自動読上装置等の整備等を行う際に整備費用の一部補助を実施予定(災害情報等自動読上装置等の整備はコミュニティFM事業者に限る)。</p> <p>○ 制度面については、コミュニティFMは災害発生時において被災地の重要な情報伝達手段であることから、無線従事者の高齢化等によって担い手の確保が課題となっていることを踏まえ、平成31年1月、電波法施行令を改正し、無線従事者に求められる資格要件を緩和。</p> <p>○ 政府のサイバーセキュリティ戦略等を踏まえるとともに、多様化するサイバー攻撃や来年の東京オリパラへの対応等を見据え、今年度内に関係省令等に放送設備のサイバーセキュリティ確保に係る規定を整備する予定である。</p>	<p>○ ケーブルテレビ事業者が、補助事業の活用等により、ネットワークの光化を実施。ネットワーク光化率(加入世帯に占めるFTTH方式の加入世帯の割合)は年々向上しており、平成30年度においては24パーセントとなった。</p> <p>○ インシデント情報の共有等を目的としたNHKや民放等又はケーブルテレビ事業者等による組織が、それぞれ情報セキュリティに関するガイドラインを策定するとともに、セミナー等を通じて業界内の対策強化に努めている。</p>	<p>—</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
④ネットワークの強靱化、安全性・信頼の確保 (つづき)	<p>【AMラジオのあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省の有識者会議である「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」において議論し、以下のとおり本年8月、AMラジオ放送のあり方に関して取りまとめを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年の再免許時から、実証実験として一部地域でAM放送の停波を行う。 ・ 令和10年の再免許時まで、AM放送からFM放送への転換等を全国的に可能とする制度整備を行う。 ・ 令和2年秋頃までを目途に、FM転換等の実証実験に関する具体案を公表する。 	—	—
⑤情報アクセシビリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年2月、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた指針を改定し、字幕放送・解説放送の数値目標の引き上げ等を行った(「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」)。また、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作を行う放送事業者等に対して、これらの番組の制作費の一部助成を実施している。(令和元年度予算4億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に掲げられている目標の達成に向けて、放送事業者において取組が進められており、例えば、当該指針の普及目標の対象となる放送番組における字幕番組の割合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ NHK総合 97.4% ・ 在京キー局5局 99.8% 等 となっている。 	—